第２号様式

年　　月　　日

　横浜市長

申　請　者　 〒

住 所

管理組合名

代表者職氏名

電　 話 　 ( 　 )

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業

補助金の交付申請及び補助事業の実施に関する証書

横浜市マンション長期修繕計画作成促進モデル事業実施要綱第８条の規定に基づき、当該事業の申請及び実施に関し、以下を証します。

|  |  |
| --- | --- |
| 長期修繕計画を作成していない又は作成から15年以上見直しをしていない管理組合 | その他の管理組合 （省エネに関する計画作成） |
| □　次の条件を満たすこと。  　ア　総会が年１回以上開催されている。  　イ　管理規約がある。  　ウ　長期修繕計画を作成していない又は作成から15年以上見直しをしていない。  □　長期修繕計画未作成  □　15年以上見直していない  （添付書類：既存の長期修繕計画） | □　横浜市管理計画認定制度の認定を受けたマンションまたは認定申請の総会決議済みのマンションの管理組合であること。  　　□　認定取得済み  　　□　認定申請の総会決議済み  　　　　（添付書類：総会議事録） |
| □　作成を予定している長期修繕計画に次のいずれかが盛り込まれていること。  □　屋上断熱及び外壁断熱、窓の断熱改修（外窓改修（カバー工法）、真空ガラス等への交換）  □ その他共用部分の設備（昇降機や集会室等の設備など）高効率化  □　太陽光発電設備の設置  □　蓄電池設備の設置 |
| □　上記の実施時期が、計画期間内の１回目の大規模修繕までであること。 |

□　長期修繕計画の作成又は見直しを実施すること及びその経費について当該マンションの管理組合の規約に基づき適切に意思決定がされていること。

　　添付書類：総会議事録

□　横浜市マンション登録制度要綱に基づくマンション登録を行っていること。

過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けている場合の補助内容の確認

□　要綱第５条第２項に掲げる委託費用（劣化調査診断）に対する補助

□　要綱第５条第３項に掲げる委託費用（長期修繕計画作成）に対する補助

（記入上の注意）　該当するものの□欄を ☑ のようにチェックしてください。